

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………該当事項はありません。

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………該当事項はありません。

イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………該当事項はありません。

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当事項はありません。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15年～50年

工作物 10年～60年

物品 3年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

ソフトウェアについては、見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。ただし、一部

の無形固定資産は非減価償却資産であり、減価償却は行いません。

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により計上しています。

③ 退職手当引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っています。

④ 損失補償等引当金

地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従っています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合（4/6か月）を乗じた額を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていません（少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っていません）。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としています。このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含まれます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が100万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取

得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計処理の原則

総務省「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」が示した「統一的な基準」に基づく、財務書類の作成を行っています。

3 重要な後発事象

該当事項はありません。

4 偶発債務

該当事項はありません。

5 追加情報

(1) 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

- ・一般会計
- ・公共用地先行取得事業特別会計

(2) 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示単位未満の金額は四捨五入とし、一部合計値と不一致があります。

(4) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は次のとおりです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	2.8%	24.7%

(5) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当事項はありません。

(6) 過年度修正等に関する事項

該当事項はありません。

(7) 繰越事業に係る将来の支出予定額

継続費	-千円
繰越明許費	2,136,337千円
事故繰越	-千円

合計	2,136,337千円
----	-------------

(8) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

① 範囲

普通財産のうち活用が図られていない公共資産

② 内訳

該当事項はありません。

(9) 減債基金に係る積立不足額

該当事項はありません。

(10) 基金借入金（繰替運用）

該当事項はありません。

(11) 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 46,752,544千円

(12) 将来負担に関する情報

将来負担額	91,916,290千円
充当可能財源等	81,753,769千円
標準財政規模	45,357,420千円
算入公債費等の額	4,303,738千円

(13) 地方自治法第214条に基づく債務負担行為で貸借対照表に計上されたリース債務金額
1,426,709千円